

川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	川崎市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）別表第1第2の項 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第一条	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって重度障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	川崎市重度障害者医療費助成条例第5条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	川崎市重度障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	川崎市重度障害者医療費助成条例第5条川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第4条第1項重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱第2条の2第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	川崎市重度障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る重度障害者に係る道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第6条

事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六條の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第6条の医療証の更新についての審査に関する事務
-------	--	--

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第6条第3項重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱第2条の2第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第6条の医療証の更新に係る重度障害者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月27日
独自利用事務の対象者	
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	